

令和 9 年度の地域枠の設定について

地域枠の設定に当たっては設定数や従事要件等について、医療対策協議会で協議した上で、設定することとされている。

【令和 9 年度の岡山県地域枠の設定】

設置数	1
設置大学	岡山大学
入学試験	岡山大学医学部医学科地域枠コース 学校推薦型選抜Ⅱ ※別枠方式（先行型）
定員	4 人（予定）
従事要件	・岡山県医師養成確保奨学資金の貸与を受けた期間の 2 分の 3 の期間、知事が指定する県内の医療機関における医療業務（以下「指定業務」という。）に従事。 ・指定業務に係る期間のうち、県内の基幹型臨床研修病院（大学病院を含む。）が行う臨床研修（2 年間）及び県内の専門研修基幹施設等が行う研修の期間（2 年以内）を除いた 5 年以上の期間は、知事が指定する県内の医師不足地域等の医療機関に勤務し、診療等に従事。 ・「岡山県医師養成確保奨学資金貸与規則及び貸付金の返還免除に関する条例の運用について【キャリア形成プログラム】」の規定に従う。
キャリア形成プログラムの内容	別添資料のとおり
奨学金の額	毎月 20 万円（6 年間で 1,440 万円）
地域定着策	・地域医療支援センター等による義務年限終了後も含めたキャリア形成支援やネットワーク形成 ・地域枠学生・自治医科大学生合同セミナー開催による地域医療への理解及び学生間の相互交流 ・岡山大学地域医療人材育成講座を中心とした地域医療を担う医師の育成（地域医療体験実習の実施等）
都道府県から大学への経済的支援 （令和 8 年度予算）	・岡山県地域医療支援センター岡山大学支部委託料（35,579 千円） ・岡山大学大学院地域医療人材育成講座の設置に係る寄附（24,086 千円）

離脱要件	【地域枠在学中】 退学、死亡など、離脱が真にやむを得ないと県が認める場合 【地域枠卒業後】 死亡、心身の故障（医療業務に従事することができなくなった場合に限る。）など、離脱が真にやむを得ないと県が認める場合 ※上記によらず、地域枠卒業後の従事要件から離脱した場合、県の同意がない離脱として、国及び一般社団法人日本専門医機構に報告する。
その他	入学試験志願時に、上記の従事要件・離脱要件等に関する同意書の提出を求める。

【参考】

過去の岡山大学医学部医学科地域枠コース（岡山県） 入試結果

	令和8年度 入学		令和7年度 入学		令和6年度 入学		令和5年度 入学	令和4年度 入学
	二次 募集	一次 募集	二次 募集	一次 募集	二次 募集	一次 募集	一次募集	一次募集
受 験 者 数	1 人	21 人	4 人	19 人	10 人	25 人	23 人	21 人
最終合格者数	1 人	3 人	3 人	1 人	3 人	1 人	4 人	4 人
倍 率	—	—	—	—	—	—	5.8 倍	5.25 倍

岡山県医師養成確保奨学資金貸与規則及び貸付金の返還免除に関する条例の運用 について（概要） 【キャリア形成プログラム概要】

- 1 義務年限期間中（6年間貸与を受けた場合は9年間）の指定業務
義務年限期間中の指定業務は次のとおりとする。身分は指定業務に従事する医療機関の職員とし、労働条件は当該医療機関が定める規定を適用する。

指定業務	従事期間	指定業務の要件	留意事項
臨床研修	2年	県内の大学病院又は県内の基幹型臨床研修病院が行う研修を受けること。	マッチングに参加して研修先を決定する。
地域勤務	5年以上	- 指定医療機関に勤務し、診療に従事すること。 - 臨床研修修了後、遅くとも2年目には指定医療機関での勤務を開始すること。ただし、産婦人科を希望する者は、臨床研修修了後、直ちに専門医の資格を取得し、その後に指定医療機関での勤務を開始すること。	指定医療機関での勤務は原則年単位とし、同一の指定医療機関で継続して勤務できる期間は原則3年までとする。
選択研修	2年以内	次の研修を受けることができる。 - 県内の専門研修基幹施設が行う研修 - 県内のその他の施設が行う研修で知事が認めたもの	

- 2 研修、休業、休暇等に係る義務年限の取扱い

- (1) 義務年限期間の中断を認める事由及び期間

中断事由	中断期間
①医師としての能力向上のための研修、留学、大学院入学等 ※選択研修の3年目以降は、この事由による中断となる。	2年以内
②育児休業、介護休業、休職、停職	休業等の期間
③災害、疾病その他やむを得ない事由	知事が定める期間

- (2) 休暇等に係る義務年限の取扱いは、学校法人自治医科大学における取扱いに準ずる。

- 3 期間の計算方法

区 分	計算方法
義務年限期間	貸与期間を1.5倍した月数（1月未満の端数は切り上げ）
指定業務の従事期間	指定業務の開始日の属する月から終了日の属する月まで
義務年限の中断期間	当該期間の開始日の属する月から終了日の属する月まで
育児短時間勤務 （地方公務員育児休業法）	指定業務の従事期間（1月未満の端数は切り上げ）＝ 育児短時間勤務の月数×週の実勤務の時間数／週の通常の勤務時間数

- 4 その他

指定業務に支障を来さない限り、医局への入局や大学院入学は差し支えない。

<参考例>

開始						終了			
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
臨床研修		地域勤務		選択研修		選択 研修 【中断】	地域勤務		